

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長
(公 印 省 略)

「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた土地区画
整理法施行令の一部改正について（通知）

平素から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）
を踏まえ、本日付けで「土地区画整理法施行令の一部を改正する政令」が制定されま
した。

本政令による、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号。以下「令」という。）
の改正概要は以下のとおりですので、貴職におかれましては、十分に御了知の上、適
切に運用されるよう、御対応をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）及び
関係団体に周知いただくよう併せてお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

土地区画整理審議会の委員の選挙における候補者等の住所に係る以下の公告に
ついては、住所の全部の公告に支障がある場合、住所の一部の公告をもって住所の
全部の公告に代えることができることとする。

- ・ 候補者の氏名及び住所の公告（令第 24 条第 5 項）
- ・ 当選人の氏名及び住所の公告（令第 35 条第 5 項）
- ・ 当選を承諾したものとみなされた者及び当選人と定めた者の氏名及び住所の公告
（令第 35 条第 10 項）

2. 留意事項

候補者等の住所が公告事項とされているのは、住所を公告することで、施行地区
内の各権利者がどの候補者に投票するのかを判断する際に、候補者の住所に関する

情報も判断要素となりうるほか、同姓同名の者がいる場合においては住所によって候補者等の峻別が可能となるといった趣旨である。そのため、「住所の一部」のみの公告は、住所の全ての公告について個人情報保護の観点から支障が認められる場合の例外的な措置である。

「住所の一部」の具体的な範囲については、選挙を行う上で支障が生じないように、投票判断に資する情報を制限することなく、かつ、個人の峻別が可能であっても住所までは特定されない範囲として、原則「大字」又は「町名」までとすることが適当である。

なお、住所のうち「大字」又は「町名」までの公告では個人の峻別ができない場合においては、市町村長等の判断により、「大字」又は「町名」に加え、「字」まで（住居表示があるときは「丁目」まで）とするなど、個人の峻別が可能となる最低限の範囲で住所を公告することが適当である。

3. 施行日

令和8年10月1日（木）

【別添】 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」